

# 「建設労働者確保育成助成金」の一部（支給額等）を改正する予定です

- 「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。
- **平成29年4月1日から** 助成内容について、下記のとおり改正を行う予定ですのでご注意ください。  
※詳しくは、平成29年度予算成立後にパンフレットなどによってお知らせします。

## <主な改正内容>

< > 内は生産性の向上が認められる場合の額

コース		現 行
認定訓練コース (賃金助成)	助成額	一人あたり日額 <u>5,000円</u>
技能実習コース (経費助成) ※1	助成率	【中小建設事業主】 支給対象経費の <u>9 / 10</u> (委託費は <u>4 / 5</u> ) 【中小建設事業主以外の建設事業主】 支給対象経費の <u>1 / 2</u> (女性のみ) 【中小建設事業主団体】 支給対象経費の <u>9 / 10</u> (委託費は <u>4 / 5</u> )
技能実習コース (賃金助成) ※1	助成額	【中小建設事業主】 一人あたり日額 <u>8,000円</u>
雇用管理制度 助成コース	対象事業主	建設事業主
	算定対象者	若年労働者
	助成額	計画期間終了から1年経過後の入職率目標を達成した場合は <u>60万円</u>
登録基幹技能者の 処遇向上支援 助成コース	助成額	一人あたり年額 <u>10万円</u>
若年者及び女性に 魅力ある職場づくり 事業コース	助成率	【中小建設事業主】 支給対象経費の <u>2 / 3</u> 【中小建設事業主以外の建設事業主】 支給対象経費の <u>1 / 2</u>
若年・女性労働者 向けトライアル雇用 助成コース ※2	新規助成メニュー	
女性専用作業員施設 設置助成コース	助成率	支給対象経費の <u>2 / 3</u>

改正後（平成29年4月1日～）	
一人あたり日額 <u>4,750円</u> <6,000円>	
【雇用保険被保険者数 <u>20人以下</u> の中小建設事業主】 支給対象経費の <u>3 / 4</u> <9 / 10> ※3 【雇用保険被保険者数 <u>21人以上</u> の中小建設事業主】 支給対象経費の <u>3 / 5</u> <3 / 4> ※4 【中小建設事業主以外の建設事業主】 支給対象経費の <u>9 / 20</u> <3 / 5> (女性のみ) 【中小建設事業主団体】 支給対象経費の <u>4 / 5</u> ※3	
【雇用保険被保険者数 <u>20人以下</u> の中小建設事業主】 一人あたり日額 <u>7,600円</u> <9,600円> 【雇用保険被保険者数 <u>21人以上</u> の中小建設事業主】 一人あたり日額 <u>6,650円</u> <8,400円>	
中小建設事業主 若年労働者および女性労働者	
計画期間終了から1年経過後の入職率目標を達成した場合は <u>57万円</u> <72万円> 計画期間終了から3年経過後の入職率目標を達成した場合は <u>85.5万円</u> <108万円>	
一人あたり年額 <u>9.5万円</u> <12万円>	
【中小建設事業主】 支給対象経費の <u>3 / 5</u> <3 / 4> 【中小建設事業主以外の建設事業主】 支給対象経費の <u>9 / 20</u> <3 / 5>	
若年者または女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用を行い、トライアル雇用奨励金の支給を受けた中小建設事業主に対して、1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）を助成	
支給対象経費の <u>3 / 5</u> <3 / 4>	

- ※1 平成29年4月1日以降に提出する計画届に記載される技能実習から適用されます。
- ※2 平成29年4月1日以降に開始するトライアル雇用から適用されます。
- ※3 被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については支給対象経費の10 / 10
- ※4 被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については支給対象経費の4 / 5

- ◆ < > 内の額となる「生産性の向上が認められる場合」の要件については、厚生労働省ホームページをご参照ください。 ※ トップページで「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」と検索してください。
- ◆ 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースについては、リーフレット「『建設労働者確保育成助成金』若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースを新設します」もご確認ください。